

日吉津村における 当面の農業の在り方等について

日 吉 津 村

農家の皆様へ

この「日吉津村における当面の農業の在り方等について」は、農業委員会において議論が重ねられ、平成 21 年 3 月 19 日付農業委員長名文書で、農政推進協議会に対し提言されたものです。

同月 25 日開催の農政推進協議会において、当面、この提言に沿った方向で農政を推進していくことが確認されましたので、村としてもこの提言の内容を尊重し、今後の農政を推進したいと考えております。

農家の皆様におかれましても、この資料を熟読のうえ、ご理解いただきますようお願いいたします。

日吉津村役場建設産業課

TEL 27 - 5953

日吉津村における当面の農業の在り方等について

平成21年3月9日

日吉津村農業委員会

1 はじめに

穀物価格の高騰、諸外国における輸出規制など世界の食料事情が大きく変化し、食料需給のひっ迫の度合いが強まるとともに、冷凍ギョーザへの毒物混入や汚染米の不正流通事件を契機に、「食の安全・安心」に対する関心が高まる中、食料の多くを海外に依存している我が国においては、国内の食料供給力を強化し、食料自給率の向上を目指していくことが喫緊の課題となっている。

そこで国は、5つの柱からなる「農地改革プラン」を定め、制度、実態両面において農地が抱えている問題点を解決し、食料供給力の強化等を図るための新たな農地政策を早急に構築しようとしている。

一方、本村における農業の現状をみると、二種兼業農家による稲作単一経営を中心として、一部の農家においては、球根、ねぎ、ラッキョウ、施設園芸など複合経営が行われるとともに、集落営農の組織化や異業種からの農業参入があり、農業の維持・農地保全を目指して生産に取り組まれているところである。

しかしながら、農業従事者の高齢化やそれに伴う耕作放棄地の増加が目立っており、これからの本村の農業振興を図るうえで、農業後継者（担い手）の確保と耕作放棄地（遊休農地）の解消が当面の課題となっている。

こうした点を踏まえ、当農業委員会は、日吉津村における当面の農業の在り方等について、以下のとおり提言する。

2 農業後継者（担い手）の育成・確保

1) 「担い手」をめぐる本村の現状

本村では、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的構想」において、効率的かつ安定的な農業経営体（担い手）に関し、

1．主たる従事者の年間総労働時間がおおむね1900時間

2．主たる従事者の農業所得がおおむね300万円以上

の2点を指標として定めているが、年間総労働時間はともかくとして、本村のように小規模かつ安定兼業農家が多い中で、利用権設定での受委託による営農意向があっても、耕作者の確保等の問題から、利用集積による耕作管理等の効率化がなかなか図れない現状では、指標のような農業所得（過去に「500万円以上」を「300万円以上」に引き下げた経緯がある。）の実現は相当困難であると言わざるを得ない。かといって、指標をこれ以上引き下げれば、もはや「効率的かつ安定的な農業経営体」とは言い難くなる。

また、肝心の「担い手」について、水田農業ビジョンの中に位置付けはされているものの、農業経営改善計画の認定を受けようとする人（いわゆる「認定農業者」）は少ないし、さらに、集落営農の組織化にしても、もともとの耕地面積が限られた本村にあっては、耕作に有利な農地の奪い合いが起き、かえって効率的な農業経営に支障を来たすおそれがある。

2) 農業後継者（担い手）育成の方向性

「担い手」に関し国が目指す方向性と本村の現状は相当乖離しており、その間を埋めるのは困難だと言わざるを得ない。

現状を踏まえれば、効率的かつ安定的な農業経営体としての「担い手」を育成するというより、各農業者が無理のない範囲で様々な形態の農業経営に取り組むことを基本に、その後継者を確保・育成し、それに対し必要な支援を行うというのが、当面、本村の目指す方向性だと考える。

3) 育成・確保の具体的方策

本村において農業後継者として期待できる人材は、退職者が中心であるが、そのほとんどが、年金を受給しながらその副収入を得る、または退職後の生きがいとして農業に取り組むという人であり、今後もその傾向は続くと思われる。

そこで、農業委員会を中心に、鳥取西部農業協同組合、水田農業推進協議会などの農業関係機関と連携を強化し、情報を共有しながら人材の掘り起こしに努めるとともに、「ひえづ地域就農チャレンジ塾」を開催するなど、退職者などこれ

から農業を志す人に営農のノウハウを身に付けてもらい、円滑に就農できるよう支援していく必要がある。

なお、営農を志向する企業に対しては、特定法人貸付事業による農業参入の門戸が開かれており、本村においても、実際に参入を果たされた企業が1社ある。経営としてはかなり難しく、撤退ということも聞いているが、「農地改革プラン」にもあるとおり、農地を積極的に利用する者の確保・拡大という観点から、個人はもとより、農業生産法人以外の法人による参入も推進していくべきである。

3 農地の保全

1) 本村の農地の現状

本村においては、都市計画法に基づく市街化区域以外は、全て農振法に基づく農業振興地域であり、農業振興地域内の農地の内、農用地区域内（青地）農地が約126ha、また、農用地区域外（白地）農地が約38haとなっている。

米子市に隣接し、交通の便がよいことに加え、イオン日吉津店の進出以降、転用期待が高まっており、ここ近年、市街化区域内及び国道431号沿線での農地転用が進み、全体の農地面積は減少しつつある。

農地面積の推移

(単位：ha)

年度	農業振興地域内		市街化区域内	合計
	農用地区域内	農用地区域外		
平成13年度	127.0	40.0	10.8	177.8
平成16年度	126.6	38.3	10.4	175.3
平成19年度	126.5	37.5	8.3	172.3

2) 農地転用規制の厳格化

農地は、農業生産・経営の基礎的資源であり、現存する農地をできる限り保全していくことを基本に、農地転用許可の厳格化を図っていく。

また、農用地区域は、区域内の農地を原則的に転用禁止することにより、その長期にわたる農業上の利用を確保するものであるが、区域からの除外が安易に行われることにより、担い手が利用すべき優良な農地が転用されている実態があるので、担い手の経営基盤となっている農地については、農用地区域から除外しないようにするべきである。

3) 違反転用への対処

農地を農地以外の用途に転用する場合は、一部例外を除き、農地法に基づく農業委員会の許可が必要となるが、最近、無断で転用される例が目立ち、中には、再三にわたり文書等で指導しているにもかかわらず、改善の見られない悪質なケースもある。

引き続き、各農家に対し、農地転用規制の内容等を周知するとともに、各委員の農地巡回による違反転用事例の早期発見と厳正な対処を徹底していく。

4 農地の有効利用

1) 貸借を通じた農地の有効利用

現行の農地制度は、耕作者自らが「所有」することを最も適当とする考え方を出発点としているが、農地の利用に関する様々な課題や問題点が生じている現状を踏まえると、食料供給力の強化等を図る上で貴重な資源である農地の有効利用を図るため、これまで以上に貸借を促進することによって、農地利用者を確保し、意欲ある者への農地の集積を進めていく必要がある。

そこで、利用権を設定する場合の要件緩和や農地所有者からの委任を受け、農地利用者へ面的にまとまった形での貸付け、売り渡し等を行う仕組みの構築など、関係機関と連携しながら取り組みを進めていく。

利用権設定の現状

(単位：筆、a)

区 分	田		畑		計	
	筆数	面 積	筆数	面 積	筆数	面 積
1～2年	58	566	5	16	63	582
3～5年	414	3,690	81	714	495	4,404
6～9年	0	0	0	0	0	0
10年以上	3	10	1	18	4	28
計	475	4,266	87	748	562	5,014

平成21年2月末現在

2) 耕作放棄地の解消

農地の有効利用を図るうえで、耕作放棄地(遊休農地)をいかに解消していくかが大きな課題である。

昨年、実施された「耕作放棄地全体調査」によると、本村においても約11ha

の耕作放棄地が存在している、一口に耕作放棄地の解消と言っても、耕作者の確保や栽培作目の選定などを考えると、容易なことではないが、策定中の「耕作放棄地解消計画」をもとに、農業委員会、耕作放棄地対策協議会などの関係機関が連携を取りながら、再生利用活動など具体的な取り組みを進めていかなければならない。とくに、耕作者の確保という面では、「ひえづ地域就農チャレンジ塾」を受講された方の中から、その人材が見出せるのではないかと期待するところである。

耕作放棄地の現状

(単位：筆、a)

区 分		緑	黄	合 計
田	筆数	15	20	35
	面積	74.9	132.9	207.8
畑	筆数	90	34	124
	面積	716.4	212.2	928.6
合 計	筆数	105	54	159
	面積	791.3	345.1	1,136.4

耕作放棄地全体調査結果より

- 注) 1 緑 = 「人力・農業用機械で草刈り等行うことにより、直ちに耕作が可能な土地」
 2 黄 = 「草刈り等では直ちに耕作できないが、基盤整備をして農業利用すべき土地」